

清水町国民健康保険条例（昭和34年清水町条例第3号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>第1章 この町が行う国民健康保険の事務</u>	<u>第1章 この町が行う国民健康保険</u>
<u>(この町が行う国民健康保険の事務)</u>	<u>(この町が行う国民健康保険)</u>
<u>第1条 この町が行う国民健康保険の事務については、法令に定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</u>	<u>第1条 この町が行う国民健康保険については法令に定があるもののほかこの条例の定めるところによる。</u>
<u>第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>	<u>第2章 国民健康保険運営協議会</u>
<u>(市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称及び委員の定数)</u>	<u>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</u>
<u>第2条 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は清水町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とし、委員の定数は次の各号に定めるところによる。</u>	<u>第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は次の各号に定めるところによる。</u>
(1) 被保険者を代表する委員 3人	(1) 被保険者を代表する委員 3人
(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人	(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
(3) 公益を代表する委員 3人	(3) 公益を代表する委員 3人
<u>(葬祭費)</u>	<u>(葬祭費)</u>
<u>第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>30,000円</u>を支給する。</u>	<u>第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>10,000円</u>を支給する。</u>
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。